高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第２条 県は、本県農業の柱である施設園芸農業の一層の振興を図るため、園芸用ハウス等の整備に対し、市町村（以下「補助事業者」という。）が事業に要した経費及び補助事業者が農業協同組合等（以下「事業実施主体」という。）に対して補助を行う場合に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費、補助率等）

第３条 前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の事業区分、事業実施主体、受益者、補助対象要件、補助対象経費、限度額及び補助率は、別表第１及び別表第２に定めるとおりとする。

（事業の実施計画承認申請及び補助金の交付の申請）

第４条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１－１号様式による実施計画の承認及び補助金交付申請書を提出しなければならない。ただし、別表第２に定める事業区分については、別記第１－１号様式による実施計画の承認及び補助金交付申請書に代えて、別記第１－２号様式による実施計画承認申請書及び別記第１－３号様式による補助金交付申請書を知事に提出することができる。なお、同表に定める事業区分と併せて別表第１に定める事業区分の補助金の交付を受けようとするときは、別記第１－１号様式による実施計画の承認及び補助金交付申請書を知事に提出するものとする。

２　別表第１の「知事特認」とは、本事業の目的に資するもので、特別の扱いが必要であり、かつ事業の実施により地域の園芸振興に効果があると知事が特別に認める取組をいい、その事業の実施に当たっては、補助事業者は、事業実施主体と協議し、合意形成の上、申請の際に、特認事業協議書（別記第３号様式）を知事に提出しなければならない。

３ 補助事業者は、補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（事業の採択基準）

第５条 次の各号のいずれかに該当するときは、別記「高知県園芸用ハウス整備事業採択基準」（以下「採択基準」という。）により審査するものとする。

（１）別表第１に定める事業区分

（２）別表第２の災害復旧区分により、被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧しようとするとき

（事業の実施計画の承認及び補助金の交付の決定）

第６条　知事は、第４条の申請が適当であると認めたときは、実施計画の承認を行い、補助金の交付の決定をし、補助事業者に通知するものとする。ただし、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

（１）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団という。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

（３）その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

（４）暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

（５）暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

（６）暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

（７）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

（８）業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

（９）その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

（10）その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（補助事業の着手）

第７条　補助事業者は、補助事業を着手する場合は、原則として、前条第１項の規定による補助金交付決定通知に基づき行うこととする。ただし、別表第２に定める事業区分について、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、補助事業者は、別記第４号様式による補助金交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。この届けを知事が受理した場合は、受理した日から補助事業に着手することができるものとする。

（補助の条件）

第８条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守するとともに、補助金の交付に際して、事業実施主体に対し同様の条件を付さなければならない。

（１）補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管すること。

（２）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（３）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記第６号様式により知事の承認を受けなければならないこと。

（４）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

（５）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならないこと。

（６）補助事業により取得した財産で減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間(以下「処分制限期間」という。)を経過していないものは、別記第８号様式による財産管理台帳及びその他の関係書類を保管すること。

（７）取得財産については、処分制限期間内において補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

（８）前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

（９）補助事業の実施に当たっては、第６条各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱に準じて行わなければならないこと。

（10）施工業者の選定に当たっては、原則として５者以上の競争見積又は指名競争入札若しくは一般競争入札を行うものとする。ただし、災害復旧のため特に急を要し、かつ５者以上の見積徴取が困難と認められる場合には、２者以上の見積によることができるものとする。

なお、入札終了後は速やかにその結果を別記第９号様式により、知事に報告しなければならない。

（11）補助金の交付の決定を受けた補助事業で同一の事業実施主体が複数のハウス整備を行う場合、２件以上のハウス建設工事を一括して入札するものとする。

（12）園芸用ハウスを設置する農地の所有者と当該園芸用ハウスの受益者が異なる場合、事業実施主体は、利用権を設定する等適切な措置を講じなければならない。

（13）事業の的確な推進を図るため、第５条各号の規定のいずれかに該当するときは、農業振興センター、市町村、農業協同組合により地域事業推進協議会を設立し、経営計画及び実施計画の妥当性を審査するとともに、事業の進行管理について関係機関が相互に補完し、事業目的の達成に努めるものとする。

（14）事業実施主体に県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

（15）補助金の交付を申請するものは、「農業生産工程管理（ＧＡＰ）の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年４月21日付け22生産第479号農林水産省生産局長通知）に基づく活動に取り組むこと。

（補助事業の変更）

第９条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、別記第10-1号様式による実施計画の変更承認及び補助金変更交付申請書を提出しなければならない。ただし、別表第２に定める事業区分については、別記第10-1号様式による実施計画の変更承認及び補助金変更交付申請書に代えて、別記第10-2号様式による実施計画変更承認申請書及び別記第10-3号様式による補助金変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けることができる。なお、同表に定める事業区分と併せて別表第１に定める事業区分の補助金の交付を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、別記第10-1号様式による実施計画の変更承認及び補助金変更交付申請書を知事に提出するものとする。

（１）事業実施主体又は受益者を変更する場合

（２）実施計画に変更がある場合（軽微な変更を除く。）

（３）個別事業(調書単位)の補助金を増額する場合

（４）補助事業全体の補助金を20パーセント若しくは50万円を超えて減額する場合

２　変更交付決定前の着手については、別記第４号様式による補助金変更交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

（補助事業の実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第11-1号様式による補助金実績報告書を、補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

２ 第４条第３項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助金実績報告書の提出に当たって、第４条第３項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３ 第４条第３項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第１項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第12号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の概算払）

第11条 補助事業者は、工事及び検査が完了したハウスについて補助金の概算払を受けようとするときは、別記第13号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（繰越承認申請）

第12条　補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、別記第14-1号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

２　知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めたときは、繰越承認通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。

３　補助事業者は、第１項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第15号様式による年度終了実績報告書を事業実施年度の３月31日までに知事に提出しなければならない。

（利用契約）

第13条　事業実施主体が補助対象財産に係る利用料金を徴収する場合は、固定資産台帳の計上額を基本に算出する。

２　補助事業者は、事業実施主体が当該事業により設置したハウス等を賃貸契約により農業者に利用させる場合は、その利用契約について、事業実施主体が契約を締結した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の４月30日のいずれか早い日までに別記第16号様式により知事に提出しなければならない。

（利用状況の報告）

第14条　補助事業者は、当該事業により設置したハウス等の利用状況について、事業実施後５年間別記第17号様式により、毎年４月30日までに各農業振興センターを通じて知事に報告しなければならない。

２　補助事業者は、当該事業の研修区分「研修のみ」により設置したハウスの利用状況について、ハウス本体の処分制限期間中別記第18号様式により、毎年４月30日までに各農業振興センターを通じて知事に報告しなければならない。

３　補助事業者は、当該事業により設置したハウス等の利用について変更があったときは、別記第19号様式により、知事に報告しなければならない。

４ 県は受益者の記帳活動等の経営状況についての証拠書類を徴することができる。

（災害の報告）

第15条　補助事業者は、当該事業により設置したハウス等が、処分制限期間内に災害を受けたときは、直ちに別記第20号様式により、知事に報告しなければならない。

（補助金の返還等）

第16条　知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（１）補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。

（２）補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。

（３）補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。

（４）補助事業の実施が著しく不適当であると認められたとき。

（５）事業実施主体が第６条第１項ただし書各号のいずれかに該当すると知事が認めたとき。

（グリーン購入）

第17条　事業実施主体は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第18条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附　則

１ この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

２ この要綱は、令和７年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第８条、第10条第３項、第14条、第15条、第16条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附　則

　　この要綱は、平成28年３月28日から施行する。

附　則

　　この要綱は、平成29年３月24日から施行する。

附　則

　　この要綱は、平成29年11月29日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年２月16日から施行し、平成29年９月17日から適用する。

附　則

　　この要綱は、平成30年３月20日から施行し、改正後の規定は平成30年度事業から適用する。

附　則

　　この要綱は、平成31年３月19日から施行する。

　　なお、災害復旧に係る特例措置（平成30年２月16日付け29高産地第486号農業振興部長通知）は廃止する。

附　則

　　この要綱は、令和２年３月23日から施行する。

附　則

　　この要綱は、令和３年３月22日から施行する。

附　則

　　この要綱は、令和４年３月23日から施行する。

附　則

　　この要綱は、令和４年７月27日から施行する。

附　則

　　この要綱は、令和５年３月22日から施行する。